令和８年 10 月 30 日

大東市地域包括支援センター運営等業務委託法人選定に係る公募型プロポーザルに関する質問への回答について

質問(1) ：今後、各種書類の提出期限が変更となる可能性はあるか。
【回答】 書類の提出期限等につきましては、実施要領Ⅳに記載のとおりのスケジュールで実施することになる。ただし、参加表明書の提出がなかった場合又は提出が１事業所のみであった場合は、参加資格等の条件を変更した上で、再度の公募を行う必要があるため、変更することがある。

質問(2) ：提出期限や審査日程等に変更が生じた場合、どのような方法で知らせるのか。
【回答】 提出期限や審査日程等プロポーザルに係る変更が生じた場合は、市のホームページにて周知を行う。

質問(3) ：今後、追加で提出が必要となる書類が発生する可能性はあるか。
【回答】 原則は実施要領に定める書類を提出することになるが、稀にそれに付随する書類の提出を求める場合がある。

質問(4) ：委託料は前払いと認識しているが、令和９年４月からの委託料について、具体的な支払予定日について教えてほしい。
【回答】 「**Ⅱ．包括的支援事業(大東市地域包括支援センター運営業務)**」の「**ｉ．大東市地域包括支援センター運営業務**」に係る委託料の支払いについては、委託料の年額を３回に均等に分けて４月末日、８月末日、１２月末日で支払う。その他運営業務に関連する事業については、各々の仕様書に記載のとおりである。

質問(5) ：単独法人･企業事業体(JV 方式)では、申込期限や提出スケジュールに違いはあるか。
【回答】

違いはなく、同じスケジュールで行う。ただし、共同事業体で参加する場合の事業者間で結ぶ協定書については、契約締結後の令和９年２月２８日までに提出することとなる。

質問(6) ：資料１のⅢ ２（2）「業務委託料に含まれるもの」には「通信運搬費」と記載されているが、資料２のⅠ ６（4）には、通信環境及び電話設備については発注者が調達・準備し、受注者に無償貸与する旨が記載されている。業務委託に含まれる「通信運搬費」は、具体的にどのような費用を想定しているのか。

【回答】

業務委託に含まれる通信運搬費に関しては郵送料が想定される。

質問(7) ：管理者及び副管理者が保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の資格を有する場合、仕様書に定める専門職の配置人数に算入することは可能か。

【回答】

本業務では仕様書の４．人員体制の(1)の表のとおり、管理者１名・副管理者１名・３職種 18 名・理学療法士又は作業療法士５名のそれぞれに定められた人数を配置することが必須である。そのため本業務上の定めにおいては、３職種の配置人数に管理者・副管理者の人数を算入することはできない。

質問(8) ：人件費、採用費、研修費、備品購入費及び開設準備期間中の経費について、委託料の対象範囲と精算方法をご教示ください。また、未執行額の返還基準についてもご教示ください。

【回答】

委託料の範囲については、固定払い及び実績払いも含み予算の上限額を越えない範囲となる。精算方法については、年度末で実績額を確定し、支払済委託料から実績額を差し引いた額を精算・返還する。ただし、実績額が支払済委託料を上回った場合は、追加の委託料の支払いはできない。

資料１ Ⅲ ２ （2）に記載がある「センター運営（準備を含む）」となっているが、誤りである。準備期間の最低限の備品は発注者が用意する予定である。それ以外の開設準備経費は受注者が負担する。

質問(9) ：現行の地域包括支援センターからの相談記録、継続支援ケース、情報システム、備品等の引継ぎ範囲と、引継ぎに必要な準備期間についてご教示ください。

【回答】

引継ぎの範囲は、仕様書にある全業務に関する内容及びシステム関連となり、現受注者が有する備品については引継ぎの対象外となる。

引継ぎに必要な期間は示すことができないが、引継ぎの開始は本市と受託候補者となった法人が契約締結した日からとなり、令和９年４月１日から業務を円滑に開始できるように準備を行う必要がある。

質問(10) ：地域包括支援センターの運営実績がない法人であっても、訪問介護、障害福祉サービス、計画相談支援等の実績を有する場合、参加要件を満たすとの理解でよろしいか。
【回答】 質問にある地域包括支援センターや、訪問介護、障害福祉サービス、計画相談支援等の実績の有無を参加要件として定めてはおらず、実施要領Ⅳ 募集方法・参加方法の(3)参加要件の内容を満たしている場合は本公募に参加できる。

質問(11) ：資料３（1)において、「介護予防相談会の実施」と記載されている。 一方で、資料２には『本市における「大東元気でまっせ体操事業等」のグループ立ち上げ支援や体力測定等の業務については、原則として 別途発注者が委託する事業者が実施する』との旨が明記されている。 つきましては、次年度の地域包括支援センターにおける「介護予防相談会」の扱いについて、以下のいずれの認識で相違ないかご教示ください。 ①通いの場支援事業の委託事業者が主体となって実施するため、包括側の運営方針における「介護予防相談会の実施」は、前年度までの記載の誤り(または削除漏れ)であり、包括の業務範囲からは除外される。 ②包括と通いの場支援事業の双方が連携･役割分担をして実施する(その場合、 包括が担うべき具体的な役割等があればご教示ください)。
【回答】 資料３「大東市地域包括支援センター運営方針」Ⅴ ２ (1) ①内に「介護予防相談会の実施」と記載されている件について、「介護予防相談会」は、別途、「大東市通いの場支援事業」に「介護予防相談会の実施」を含んで現在、他の公募型プロポーザルを実施している。よって、①が答えとなる。資料３の修正や変更については、大東市地域包括支援センター運営協議会に諮る必要があることから本プロポーザルに係る資料３は修正前の内容で提示している。